



## 災害救助法の適用

家屋の倒壊等により、多くの住民が避難所に避難する等、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことから、次のとおり6市町に災害救助法の適用を決定した。

### (1) 適用市町村名

米子市、西伯町、日野町（10月6日決定）  
溝口町（10月7日決定）  
境港市、会見町（10月8日決定）

### (2) 適用年月日

平成12年10月6日

### 災害救助法の適用実績

救助区分		米子市	境港市	西伯町	会見町	日野町	溝口町	計
避難所の設置	期間	10/6～10/18	10/6～11/1	10/6～10/19	10/6～10/19	10/6～11/13	10/6～11/15	
	箇所数	39	9	21	2	12	13	96
	延人数	3,768	1,824	4,492	588	3,834	1,371	15,877
炊き出しその他による食品の給与	期間	10/6～10/12	10/6～10/12	10/6～10/17	10/6～10/15	10/6～11/13	10/6～11/19	
	延食数	5,445	2,821	16,598	5,032	41,003	2,495	73,394
災害にかかった住宅の応急修理	期間	10/6～11/29	10/6～11/3	10/6～12/4		10/6～11/2	10/6～10/21	
	世帯数	101	7	8		24	17	157
障害物の除去	期間						10/6～10/19	
	世帯数						2	2
応急仮設住宅の設置	戸数					28		28
	構造					軽量鉄骨造平屋建(組立ハウス)		

## 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置については、平成13年3月9日の閣議において決定し、3月14日に公布された。

市町村名	公共土木施設等 ※1	農地等 ※2	農林水産業共同利用施設 ※3
米子市		○	
境港市		○	○
西伯町	○	○	
会見町	○	○	○
日吉津村		○	
日野町	○	○	○
江府町		○	○
溝口町		○	○

※1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置

※2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置

※3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

## 被災者生活再建支援制度の適用

県下全域に被災者生活再建支援法が適用され、生活必需品等の購入のための支援金が支給された。

### 1 支援金の概要（当時）

#### 支給限度額

世帯収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	年齢不問	100万円	75万円
500～700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700～800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円

#### 支給対象となる経費

通常経費	炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫など生活に必要な物品の購入費、修理費、移転費
特別経費	エアコン、ストーブ、ベビーベッド、学習机、眼鏡など世帯の状況に応じた購入費、交通費、礼金、医療費等

### 2 支援制度の適用実績

市町村名	法適用年月日 (適用基準)	適用対象世帯	支給金額 (円)
米子市	10月6日 (3号)	113	90,889,428
境港市		115	89,142,055
西伯町		11	3,936,926
会見町		3	1,938,619
岸本町		3	2,000,000
日吉津村		0	0
大山町		0	0
名和町		0	0
日南町		1	428,000
日野町		98	74,138,048
江府町		0	0
溝口町		22	18,498,000
計		366	280,971,076

## 災害査定

この地震に係る国の災害査定は次の日程で実施された。

区分	日程 (平成12年)	班編成
農地・農業用施設等	耕地関係	11月27日～12月26日 9班
	林道関係	11月13日～12月15日 3班
	水産関係	12月19日 1班
	漁港関係	12月18日～21日 1班
公共土木施設	河川・砂防・急傾斜地・道路・橋梁関係	11月20日～12月22日 17班
	港湾関係	12月4日～15日 4班
	公園・下水道関係	12月4日～28日 4班